宅地建物取引業関係の手数料を納付されるみなさまへ

令和3年10月1日から納付方法が変わります

現在、宅地建物取引業関係の手数料は鳥取県収入証紙で納付することとなっていますが、鳥取県収入証紙の販売は令和3年9月30日で終了します。令和3年10月1日からは以下の納付方法に変わります。

(申請窓口と納付方法)

本店所在地等	申請窓口	納付方法
東部地区(鳥取市、	東部建築住宅事務所	東部建築住宅事務所から納付書を入手いただき、お近くの銀
岩美郡、八頭郡)		行(ゆうちょ銀行は中国5県内の店舗のみ)、コンビニ等でお
		支払いただき、申請書に領収書を添付して申請してください。
		※バーコードを利用した手数料納付は、東部建築住宅事務所
		は納付できませんので御了承ください
中部地区(倉吉市、	中部総合事務所	各総合事務所の申請窓口より、手数料が印字されたバーコー
東伯郡)	環境建築局建築住宅課	ドをお渡ししますので、各総合事務所の手数料窓口にて納付
		していただき、レシート添付して申請してください。(現金、
—————————————————————————————————————	┃ ┃ 西部総合事務所	電子マネー、クレジットカードによる納付可能です)
境港市、西伯郡、日	 環境建築局建築住宅課	※バーコードを利用した手数料納付は、東部建築住宅事務所
野郡)		は納付できませんので御了承ください
上記以外の地域	生活環境部くらしの安心局	専用口座への振り込みにより納付してください。なお、振込手
	住まいまちづくり課	数料については、申請者負担となりますので予め御了承くだ
		さい。(詳細は住まいまちづくり課に御相談ください)

■購入済み証紙の取扱い

令和3年9月30日までに購入済みの証紙は、令和4年3月31日までは、従来どおり手数料の納付に使用できます。

■使用予定がない証紙の払い戻し

令和8年9月30日までに還付請求をしていただくことにより、ご指定の口座に返還します。

- ※ただし、返還する金額は、証紙額面から手数料3.3%を控除した金額となります。
- ※手続きの詳細が決まり次第、鳥取県庁ホームページでお知らせします。

く問い合わせ先>

〇宅地建物取引業関係の手続きに係る手数料の納付に関すること

鳥取県生活環境部 くらしの安心局住まいまちづくり課 管理担当

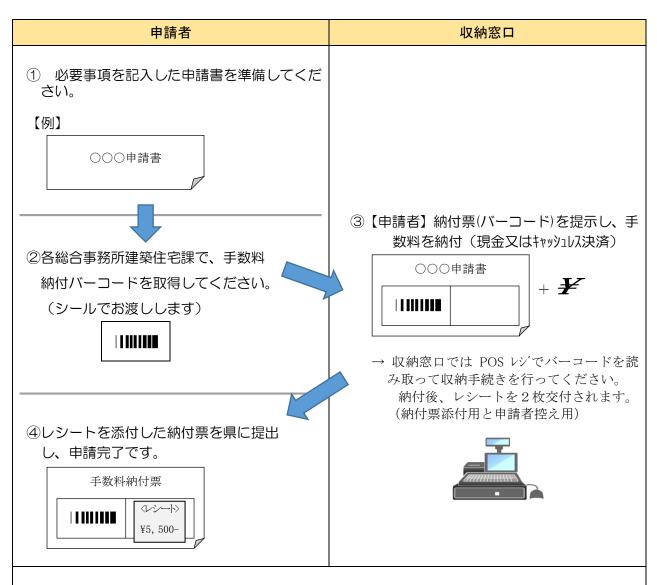
電話:0857-26-7411

〇鳥取県収入証紙に関すること

鳥取県会計管理局会計指導課 電話:0857-26-7437

(鳥取市東町1丁目220)

各総合事務所で手数料窓口収納(POS レジ) される場合



【レシートの例】

申請者保有レシート



県提出用レシート



納付書で手数料を納付する場合について

納付書を利用して、手数料を納付した場合は、次のように、納付済証を申請書に貼付けして申請してください。

【注意】納付書は発行した当該年度内のみ利用できます。

1. 納付書を利用して金融機関、コンビニ等で支払い 【納付書の例】

